



MEMORANDUM ON JOINT EDUCATION PROGRAM
Between
TOHOKU UNIVERSITY, JAPAN
and
TSINGHUA UNIVERSITY, P.R.CHINA

This Memorandum documents the understanding between Tohoku University, Japan and Tsinghua University, P.R.China to encourage a Joint Education Program as follows:

Article 1.

This Memorandum is proposed for broadening the academic and cultural education of students from both universities so as to prepare them for international socio-economic environments and at the same time enhance scientific and technical cooperation between Japan and the P.R.China. It will also enable students from Tohoku University to acquire master degree from Tsinghua University after successful completion of the academic requirements and vice versa for students from Tsinghua University. This Memorandum defines the conditions of the Joint Education Program both for students from Tohoku University enrolled at Tsinghua University and for students from Tsinghua University enrolled at Tohoku University.

Article 2.

Those who participate in the Joint Education Program must be registered as regular graduate students of either of the two universities.

Article 3.

Students from the home university shall be accepted only by the consent of the host university. Specific concerns, such as documents for submission, deadline of application and any other necessary procedures deemed by the universities, for exchange of students will be laid down in the Details for Implementation.

Article 4.

Lectures shall be given in English and courses of local language and culture shall be given by the host university.

Article 5.

Tohoku University shall exempt all Joint Education Program students of Tsinghua University from its examination, admission, and tuition fees, and Tsinghua University shall exempt all Joint Education Program students of Tohoku University from its application, registration, and tuition fees.

Article 6.

Tohoku University shall provide scholarship to students from Tsinghua University.

Tsinghua University shall provide financial subsidies to students from Tohoku University. The financial subsidies will be provided according to the performance of the students and will be differed from departments.

Article 7.

Both universities shall provide adequate accommodations. The accommodation fee should be paid by the students.

Article 8.

Each university shall not enroll more than ten new students per year and the enrolled students shall stay at the host university no more than one and half continuous years.

Article 9.

During their course of study at Tsinghua University, students from Tohoku University shall comply with all the internal regulations of Tsinghua University and all legal and social obligations under Chinese law. During their course of study at Tohoku University, students from Tsinghua University shall comply with all the internal regulations of Tohoku University and all legal and social obligations under Japanese law.

Article 10.

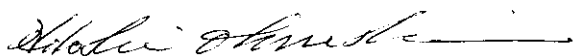
This Memorandum shall stay valid for a period of three years from the date of its signature by the official representatives of both universities. This Memorandum will be renewed or modified by mutual consent. This Memorandum may be terminated by an official notice by either university four months prior to the expiration date.

This Memorandum shall be feasible to the students admitted by the Joint Education Program for the full period of their studies.

Copies of this Memorandum shall be created two in English, both of which shall be equally authentic.

Date: *March 24, 2006*

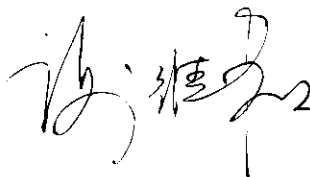
Date: *March 24, 2006*



Hitoshi Ohnishi
Executive Vice President
Tohoku University



Xie Weihe
Vice President
Tsinghua University



東北大学及び清華大学の共同教育プログラム覚書（訳）

本覚書は、日本国東北大学及び中国清華大学が以下の通り共同教育プログラムを促進することを合意した文書である。

1.

本覚書は、両校学生が国際社会環境に適応するために幅広い学術及び文化的教育を行うと同時に、日中間の科学技術協力を強化することを目的とする。また、学術的要件を満たした場合、東北大学学生は清華大学の修士号を取得し、清華大学学生は東北大学の修士号を取得することを可能とする。本覚書は、清華大学に派遣される東北大学学生及び東北大学に派遣される清華大学学生の共同教育プログラムにおける条件を定義する。

2.

共同教育プログラム参加者は、どちらか一方の大学院の正規学生でなければならない。

3.

派遣学生は受入大学の承諾の下に受入れられる。学生交流のための提出書類・期日・その他の必要手続き等については細目に別途定める。

4.

講義は英語にて実施され、現地語及び文化コースは受入大学によって行われる。

5.

東北大学は清華大学学生に対して、検定料、入学料、並びに授業料を徴収しないものとし、清華大学は東北大学学生に対して、申請費、登録費、並びに学費を徴収しないものとする。

6.

東北大学は清華大学学生に対して、奨学金を支給する。

清華大学は東北大学学生に対して、助成金を支給する。助成金は学生の学業成績により支給され、系により異なる。

7.

両校は参加学生に対して妥当な宿泊施設を提供する。宿泊施設料は学生によって支払われる。

8.

それぞれの大学は1年に付き新たに10名を越えては受け入れず、学生の継続派遣期間は1年半以内とする。

9.

清華大学在籍中、東北大学学生は清華大学内部規程及び中国の法律及び社会的義務に従う。東北大学在籍中、清華大学学生は東北大学内部規程及び日本の法律及び社会的義務に従う。

10.

本覚書は、両校の代表者による署名の日から3年間有効とし、相互の合意に従って更新または修正される。本覚書は、有効期限満了日の4ヶ月前にいずれかの大学の公式文書によって終了することができる。

本覚書は、共同教育プログラムによって受入れられた学生がプログラム期間を終了するまで効力がある。

本覚書は英語により2通作成し、いずれも等しく正文である。

日付：2006年3月24日

日付：2006年3月24日

東北大学 理事
大西 仁

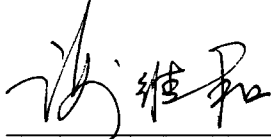
清華大学 副校長
謝 維 和

東北大学と清華大学との間における 学生交流に関する細則の改定書

1. 学生は、派遣元の正規の学生として在学しなければならない。
2. 学生は受け入れ先が提供するカリキュラムから履修するコースを選択し、受け入れ先の全ての規則や規律に従うものとする。
3. 東北大学は検定料、入学料及び授業料を徴収しないものとする。
清華大学は申請費、登録費及び学費を徴収しないものとする。
4. 宿舎に関する受け入れ先の責任：
 - 学生は宿舎費を負担するものとする。
 - 東北大学は学生がキャンパス内あるいは近くに適切な宿舎を確保できるよう責任を持って援助するものとする。
 - 清華大学はキャンパス内の留学生用宿舎を提供するものとする。
 - 学生が斡旋された宿舎を辞退した場合には、受け入れ先はその責任を免除されるものとする。
5. 本改定書は必要に応じて相互の合意により改定できるものとする。
6. 本改定書は「東北大学と清華大学との間における学生交流に関する細則」に上述の5項目を追加して作成されたものである。本改定は2005年10月1日に発効し、その有効期限は1998年8月31日に調印され、2003年8月31日に延長された「日本国・東北大学と中国・清華大学との間における学術協力に関する協定書」と同様であるものとする。

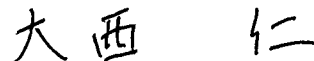
本改定は、日本語、中国語により各2通作成されいずれも等しく正文である。

2005年9月30日



清華大学 副校長
謝維和

2005年9月30日



東北大学 副総長
大西仁

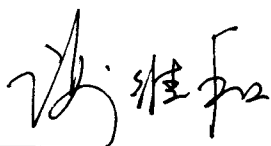
中国·清华大学与日本·东北大学 关于两校间学生交流的细则的补充协议

1. 选派的学生必须是该校的正式在校学生。
2. 选派学生的课程选修以接收方提供的课程和要求为准，并遵守接收方规章制度。
3. 清华大学将免收申请费、注册费和学费；
东北大学将免收考试费、注册费和学费。
4. 关于宿舍方面的责任：
 - 交换生自理住宿费。
 - 东北大学负责为学生提供校园内或校园附近的宿舍。
 - 清华大学提供校园内的留学生宿舍。
 - 派遣学生如果拒绝接收方提供的宿舍，则接收方则免除此项责任。
5. 本补充协议在必要时可在双方认可的条件下进行修改。
6. 本补充协议是在《中国清华大学与日本东北大学关于两校间学生交流的细则》上追加的5项条款所组成。补充协议自2005年10月1日起生效，有效期与1998年8月31日签署并于2003年8月31日续签的《日本国东北大学与中国清华大学关于两校间学术交流与合作的协议书》相同。

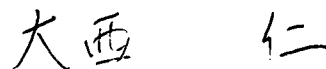
本补充协议分别有日文和中文两个文本，一式两份。两种文本具有同等效力。

2005年9月30日

2005年9月30日



清华大学 副校长
谢维和



东北大学 副校长
大西仁

東北大学と清華大学との間における 学術交流協定の更新について

1998年8月31日から実施された東北大学と清華大学との間における学術交流に関する協定に関し、協定書に基づき、本学術交流に関する協定並びに学術交流協定実施に関する細則を、2003年8月31日から5年間継続することとして更新する。

日付 2003年8月12日

吉本高志

東北大学
総長
吉本 高志

日付 2003年8月25日

胡東成

清華大学
副校長
胡 東成

清华大学与东北大学关于学术交流协定的更新

根据清华大学与东北大学自 1998 年 8 月 31 日起实施的学术交流协定，现将本学术交流的协定及学术交流协定实施细则自 2003 年 8 月 31 日起更新 5 年。

2003 年 8 月 25 日

胡东成

清华大学
副校长
胡 东成

2003 年 8 月 12 日

吉本高志

东北大学
总长
吉本 高志

日本国・東北大学と中国・清華大学との間に おける学術協力に関する協定書

東北大学と清華大学は、教育と研究における国際協力を推進しようとする相互の意志に基づき、以下のとおり協定を締結する。

両者は本協定の定めに従い、教官および学生、学部ならびに専攻あるいは附属研究施設間での直接の連絡と協力関係を奨励する。

東北大学と清華大学は、次の諸事項について協力することを同意する。

1. 共同研究活動
2. 両者の関心のある領域での情報交換
3. 勉学および研究のための教官および学生の交換

協力課題、協力による成果を利用するための条件、個々の訪問、交換、その他の協力形式などについての細目はそれぞれ協議して決める。

両者は、本協定の実施に必要な経費について、それぞれ利用可能な資金をもとに協議が行われるものであることを了承する。

本協定に基づく諸活動と効果は、東北大学においては総長が、また清華大学においては副校長が統括するものとする。

本協定は、両者の代表者による署名の完了した日付を以て発効する。

本協定は5年後に見直され、相互の合意に基づいて延長することができる。

本協定書は、日本語および中国語により各2通作成し、いずれも等しく正文である。

1998年 8月 5日

1998年 8月 31日

日本国

中国

東北大学総長

清華大学副校長

阿部博之

関志成

阿部博之

関志成

中国·清华大学与日本·东北大学
关于两校间学术交流与合作的协议书

为推动两校间教育和科研的国际合作，清华大学与东北大学本着平等互利的原则，同意签订如下协议。基于该协议双方将促进两校师生系所及有关研究中心之间的交流与合作：

1. 开展合作研究；
2. 就双方感兴趣的研究领域进行信息交流；
3. 在教育和科研方面进行教师和学生的相互交流。

有关合作内容，研究条件及互访安排等细节，由双方协商而确定。所需经费根据资金状况具体商定。

协议中有关合作事宜由清华大学副校长与东北大学总长协调进行。

本协议自双方签字之日起开始生效，有效期五年。协议延续事宜由双方协商后确定。本协议用中文和日文一式两份，两种文本具有同等效力。

1998年 8月 31日

中国

清华大学副校长

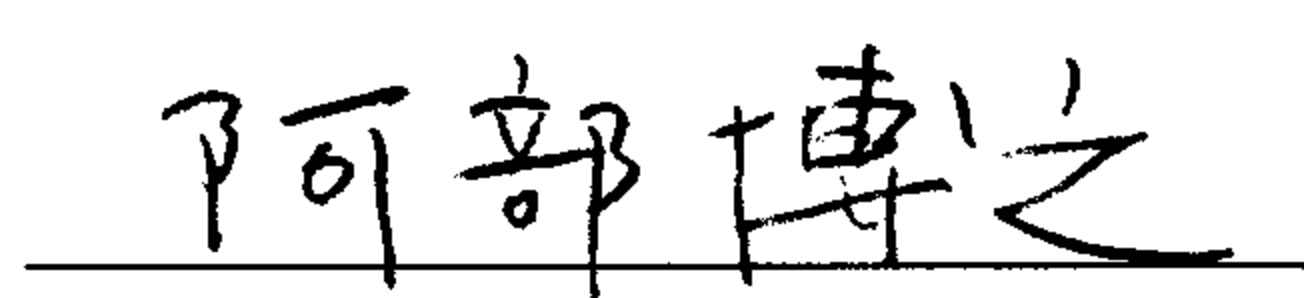


关志成

1998年 8月 5日

日本国

东北大学总长



阿部博之

日本国・東北大学と中国・清華大学との 間における学生交流に関する細則

東北大学と清華大学との間における学術交流協定に基づく学生交流は、次の通り実施される。

1. 本協定期間中、参加する学生の選考は先ず派遣大学が行い、その最終的な許可は受入大学が行うものとする。申請は、原則として、各大学が定める出願期限までに行われなければならない。なお学生の派遣は、共同研究項目に応じて行うものとする。
2. 毎年5名以内の学生を相手側の大学に派遣できるものとし、その学生数は毎年両大学の事前協議によって決定するものとする。
3. 学生の受入大学における在学期間は、原則として、1年以内とする。
4. 学生は、引続き派遣大学での学位取得資格を有し、受入大学での学位取得資格を有しない。
5. 学生の専攻分野は、受入大学が的確な指導教官を配置でき、かつ、適切な授業科目を提供できる分野とする。
6. 勉学に支障のないよう、学生には受入大学が要求する十分な語学力が要求される。
7. 両大学は、学生の履修を証明する文書及び学業成績に関する適切な評価を提供するものとする。この報告に基づき、派遣大学は、派遣大学の規定及び手続きに従って、当該学生に対して適切な単位数の認定を行うものとする。

1998年 8月5日

日本国

東北大学総長

阿部博之

阿部博之

1998年 8月31日

中国

清華大学副校長

関志成

関志成

中国·清华大学与日本·东北大学
关于两校间学生交流的细则

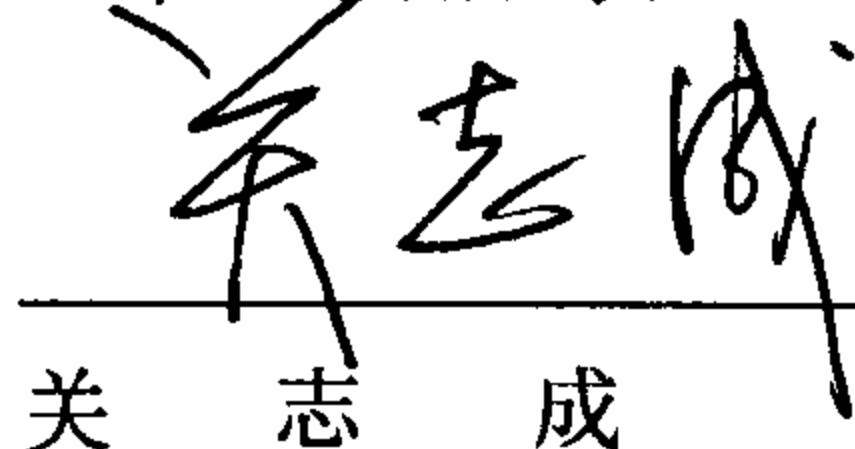
清华大学与东北大学关于两校间学生交流实施细则如下：

1. 在协定期内，参加交流的学生由该生所在学校选拔派遣，并由接收方进行资格认定。由清华大学到东北大学的交流学生因科研项目的需求而派遣。年度申请须在双方规定的期限内提出。
2. 两校间每年交流学生的名额不超过五名，实际派遣人数由双方事前协商确定。
3. 派遣学生在接收方的交流期限原则上不超过一年。
4. 交流学生仍从派遣方取得学位资格，接收方不受理学位申请。
5. 每名选派学生由接收方指定一名导师，并安排有关课程学习。
6. 为了顺利完成国外学业，每个派遣学生应具有接收方所要求的语言能力。
7. 两校间应相互提供交流学生的所修课程及科研能力的有关材料，根据这些材料，派遣方应按学校有关规定予以适当的学分认定。

1998年 8月 31日

中国

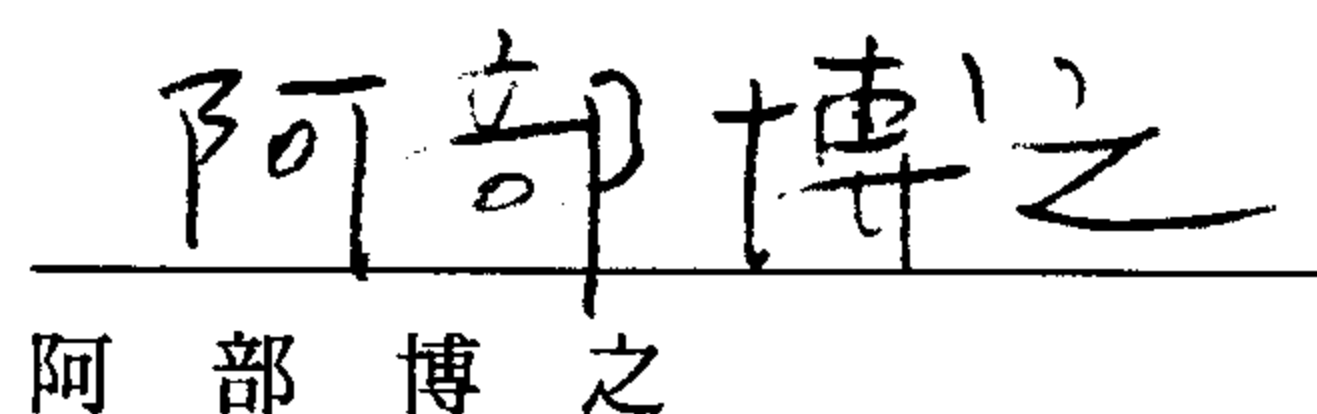
清华大学副校长


关志成

1998年 8月 5日

日本国

东北大学总长


阿部博之